

## 県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による電力供給契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により産業技術短期大学校（都留キャンパス）ほか5施設（以下「施設」という。）で使用する電力供給に係る契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 本契約は、乙が設置した太陽光発電設備と供給に必要な付帯設備（電力量計やパワーコンディショナ、配線ケーブル等）（以下「設備」という。）において発電した電力を施設で使用する電力の需要に応じて供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。

2 本契約に基づく電力供給は、山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の実施にかかるものである。

### （事業内容）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

#### （1）事業内容等

別紙「仕様書」のとおり

#### （2）施設の契約単価

別紙「契約単価表」のとおり

#### （3）契約期間

本契約締結日からはじまり、電力供給開始日の20年1か月後までとする。電力供給の期間は、電力供給開始日の20年後までとする。

（4）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

### （契約保証金）

第3条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### （電力供給）

第4条 乙は、設備を用いて発電した電力を施設へ供給する。

2 乙は施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。

（1）設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合

（2）その他乙が保安上問題があると認めた場合

3 乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった

場合は、乙は、これによって甲が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。

- 4 災害時等、系統電力からの電力供給が停止した場合、発電設備の自立運転を行い、当該施設への電力供給を行うものとする。

(料金の算定)

第5条 設備から施設に供給した電力のうち、施設にて消費した電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点第一位で四捨五入する。料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点第一位で切り捨てる。

- 2 乙は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日（契約期間終了後の請求においては契約期間の終日）までの間に、設備が発電した電気のうち甲が消費した電力量を算定し、これを基に次の算出式を適用して甲が乙に支払う料金を算出する。

$$\text{電気料金} = \text{契約単価/kWh} \times \text{消費電力量 (kWh)}$$

- 3 検針日は毎月設定し、乙は算出された料金について甲に請求書を交付し請求する。

(料金の支払等)

第6条 甲は、乙から第5条の規定により請求書を受領し、内容を確認の上異議がないと認めるときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙が指定する口座に支払わなければならない。

- 2 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

(行政財産の使用許可)

第7条 乙が施設に設備を設置し、稼働するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、甲から行政財産使用許可を受けることとする。乙は、5年毎に申請手続きを実施するものとする。

- 2 施設の使用にあたって必要となる使用料は、山梨県行政財産使用料条例（昭和39年山梨県条例第15号）第5条の規定により免除する。

(設備の帰属と租税の負担)

第8条 甲と乙とは、設備は建物に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が、乙に帰属し続けることを確認する。

- 2 乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

#### (設備の管理)

第9条 乙は、設備を正常に運用できるよう、定期点検等の保守および保全の一切を行い、設備が故障した場合、設備を正常な状態に回復させるものとする。乙は、設備の保守・保全のため、甲の事前の承諾を得て、必要な範囲で甲の敷地・建物に立ち入ることができるものとする。設備に関する保守、保全および補修に関する費用は、乙が負担するものとする。

2 乙は、乙の負担により設備の維持管理を行い、点検、調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として物件を使用し、甲の業務に支障を生じさせないものとする。

3 甲は、乙による設備の点検及び保守に協力するものとし、自ら所有する他の資産と同様に、設備を保護する管理義務を負う。甲は、設備に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

4 設備が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、設備が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。

5 設備の故障が、甲の故意若しくは過失又は甲の管理する物件内へ入った者による故意若しくは過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は甲の負担とする。また乙又は乙が委任する者の故意又は過失を原因とする場合は、乙の負担とする。

6 甲が委託している施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。

#### (保守等の代行実施)

第10条 乙が実施する設備管理の内、その点検、調整及び修理については、乙は乙の指定する者に委任し、又は請け負わせて行うことができる。

2 乙以外の者に設備の点検等を行わせる場合は、緊急に修理を行う場合を除き、乙はあらかじめ甲に次の事項を通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 委任し、又は請け負わせる内容

(2) 委任し、又は請け負わせる相手

#### (設備の消費電力に係る費用)

第11条 電源を必要とする設備が消費する電力に係る費用は、甲の負担とする。

#### (設備等損傷への対応)

第12条 乙は、契約期間中、設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

2 契約期間中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、乙は原因究明に協力する。雨漏り等が乙による設備設置に起因する場合には、乙の負担により速やかに修復するこ

と。

- 3 天災地変など甲乙どちらの責にも帰することができない事由により本契約の履行が不能もしくは一部不能になった場合は、甲乙協議の上、解決する。

(契約の解除等)

第13条 甲又は乙は、やむを得ない事情により契約期間の満了前においてこの契約を終了させようとするときは、終了させようとするときの3ヶ月前に書面によって相手方に通知することにより、契約期間を終了させることができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により本契約を解除する場合、甲は乙に対し、契約期間が継続していれば本来得られるべき金額を支払わなければならない。

- 3 乙の責めに帰すべき事由により本契約を解除する場合、契約終了時点で乙から甲に設備の所有権が移転する。ただし、乙が解散した場合等の設備の取り扱いについては、乙の債権者たる金融機関との間の担保権の定めに従うものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、乙は直ちに自らの責任と費用負担により、設備の全部を撤去し、建物の原状回復を行わなければならない

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 5 甲が事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、本契約と同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて太陽光発電設備を移設する他の公共施設を提示し、甲が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については甲及び乙で協議のうえ定める。

- 6 施設での事業継続が困難になった場合には、甲乙協議のうえ設備を移設して事業を継続するか否かを判断する。移設費用の負担についても甲乙協議のうえ決定する。

(契約終了時の設備の扱い)

第14条 契約期間満了時、乙は建物から設備の一切を撤去し、建物を原状に回復した

うえで甲に明け渡すものとする。ただし、契約期間満了の6か月前から契約期間満了時までには、本契約終了時の設備の扱いについて、甲から乙に対して何らかの申し出があった場合には、設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。

- 2 乙は、前項の規定による原状回復にあたり、事前に書面で甲に申請し、書面による承諾を得なければならない。
- 3 撤去工事の詳細については、事前に甲及び乙で協議の上、決定するものとする。
- 4 乙は、設備の撤去に際し、甲に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。また、乙は、甲に対し、設備の買取請求も行わないものとする。
- 5 乙は、契約期間の満了までに設備の撤去に要する費用を売電収益から積み立てる。乙の負担により設備の撤去を行わない場合、設備の撤去を目的として積み立てた費用の取扱いについては、甲乙で協議して決定する。
- 6 撤去した設備については、『太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン』の内容に従って適切に処理すること。なお、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。
- 7 本設備の耐用年数が経過するまでの間に本契約が終了したときは、乙は、本設備の撤去について、山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金を交付する甲の承認を得るものとする。

#### (禁止事項)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 施設の現状を変更すること
- (2) 施設の上に設備以外の物を設置すること
- (3) 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること
- (4) 施設を甲及び乙の活動目的以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反しもしくは甲が不相当と認める目的に使用すること

2 甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 設備に対して影となる障害物を設置する等、乙による太陽光発電事業の売電量減につながるものが想定される行為を行うこと
- (2) 設備に第三者を立ち入らせること

#### (秘密の保持等)

第16条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの

契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(保証金)

第19条 乙が合併、会社分割等により事業を包括承継する場合その他の事由により乙による債務の履行に重大な影響があると甲が認める場合、甲は乙に対し保証金として、予定数量から既に供給された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額の納付を求めることができるものとする。

2 前項の規定により前項の保証金の納付を求められたとき、乙は、保証金を甲が別途指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、次条の規定により相殺をした後もなお乙に対し債権を有する場合は、第1項の保証金を当該債権に充当することができるものとする。

4 第1項の保証金は、契約の履行が完了した後、乙に還付する。ただし、前項の充当を行った場合は、残余がある場合に限り、その残余に相当する額を還付する。

(相殺予約)

第20条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(管轄裁判所)

第21条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約内容の変更)

第22条 甲と乙は、必要があると認めたときは協議の上、甲及び乙での書面による合意によって本契約内容の一部を変更することができる。

(長期継続契約)

第23条 この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
(平成17年山梨県条例第90号)に基づく契約である。

2 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳  
出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することが  
できる。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、  
山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定  
めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を  
保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙